



2021年1月14日

政府による緊急事態宣言の対象地域拡大に伴う当社の対応について

日本国土開発 株式会社

本社：東京都港区赤坂4-9-9

代表取締役社長 朝倉 健夫

1月13日に政府による緊急事態宣言の対象地域拡大（大阪、兵庫、京都の関西3府県、愛知と岐阜の東海2県、福岡と栃木の2県の追加）が発令されました。当社は既に1月8日から本社、全国の各事業所及び営業所において原則テレワークでの勤務を行っており、これを継続いたします。実施期間は、緊急事態宣言の対象期間である2月7日までを予定しております。

また、現場作業所は、引き続き感染予防対策に最大限留意しつつ、関係先のご意向を尊重したうえで適切に対応してまいります。

弊社では昨年2月より、感染症拡大防止と、お客さま、当社社員及びその家族の安全確保を図るために、本社、全国の各事業所及び営業所においてテレワーク、フレックス勤務を推奨し、出張の自粛等の対策を全社で講じています。今般の緊急事態宣言の対象地域拡大を真摯に受けとめ、テレワークの実施によって出勤者の7割減を目指すとともに感染防止対策をさらに強化していきます。

何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以 上

この件に関するお問い合わせ先

日本国土開発株式会社 経営企画部 電話 03-5410-5720